

IV. 派遣議員団としての所見

令和7年度ODA調査派遣第1班は、2026年1月11日から1月18日までの8日間、インドネシア共和国及び東ティモール民主共和国を訪問し、調査を行った。インドネシアにおける調査は、2020年1月以来、6年ぶりとなり、東ティモールにおける調査は、2013年9月以来、13年ぶりとなる。両国とも、民主主義や法の支配等の基本的価値観を共有する同志国と言える存在である。

インドネシアへの日本の開発協力の歴史は古く、国交樹立前の1954年10月の日本のコロンボ・プランへの加盟を契機とした研修員の受入れを開始して以降、社会経済発展の段階に応じた支援を通じて、両国は長い友好関係を構築している。2023年9月、両国関係は、「包括的・戦略的パートナーシップ」に格上げされている。親日的な友好協力関係は、日本語学習者が世界第2位、日本への国費留学生のインドネシア出身者が第1位、乗用車・二輪車の日本メーカーのシェアが約9割であることなどにも垣間見られる。経済分野においては、経済成長が2007年以降、おおむね5%前後を実現しており、多くの日系企業が同国へ進出し拠点を構えるほか、国内外からの投資も活発化している。また、天然ガス、石炭、ニッケルなどの天然資源も豊富であり、我が国の重要な調達先の一つである。さらに、同国はASEANの中核的な存在であり、唯一のG20メンバー、グローバル・サウスの有力国である。加えて国際海上交通の要衝であるマラッカ海峡の沿岸国であることから、同国が安定し発展することは、我が国を含むインド太平洋の安定と発展にもつながることとなる。

東ティモールは、2002年5月に独立を回復した若い国である。東ティモールへの日本の開発協力については、独立回復前の1999年12月に東京で開催された「東ティモール支援国会合」において人道・復興開発支援の実施を表明して以降、治安や平和の回復から復興・開発まで、継続的に国づくりの支援を実施している。現在、同国は、政治・治安が安定し民主主義も根付いており、国際社会の支援による平和構築・国づくりの成功例に挙げられている。2023年12月には、両国の首脳間で、共同プレスステートメント「持続可能な成長と発展のための包括的パートナーシップ」を発出し、二国間関係を格上げしている。さらに、同国は、2025年10月、ASEANに正式加盟し、現在、石油・天然ガス依存型の経済からの脱却、産業の多角化といった課題に取り組んでいる。このような中、日系企業による大型投資案件も進行中であり、同国の課題の解決に効果がもたらされることが期待されている。こうした状況下、我が国が基本的価値を共有する同国の持続可能な成長及び開発を支援することは、地域全体の安定と繁栄、

我が国の対ASEAN外交の強化、FOIPの実現への寄与という点で意義が大きいと言える。

以上の観点から、インドネシア及び東ティモールにおける視察、意見交換等を通じて得た派遣議員団の所見は以下のとおりである。

1. 海外における本邦技術の活用機会の拡大

今般の調査案件において、様々な調査案件を視察したが、改めて我が国の技術水準の高さを実感した。

パティンバン港開発事業においては、岸壁の浮式栈橋に使用している鋼管や鋼材に本邦技術である格点式ストラット工法が採用されている。さらに、地盤改良技術として軟弱地盤をセメントで固める深層混合処理工法、埋立工法として軟弱な掘削土砂にセメントを混ぜて埋立地に再利用する管中混合処理工法については、羽田空港や中部国際空港でも採用されている。ジャカルタ都市高速鉄道（MRT）事業においては、土木工事に泥土圧シールド工法が活用され、車両や信号システムにも日本の技術が導入されている。なお、これらはSTEP案件であった。

その他の調査案件においても、日本の知見・技術を駆使した工事が行われており、バリ海岸保全事業では、養浜による動的安定工法と養浜砂流出低減のための突堤やヘッドランド等を組み合わせた静的安定化工法を組み合わせ採用している。プルイット排水機場緊急改修事業では、防潮堤に鋼管矢板を打ち込み作業ヤードとしても活用することで、工期を短縮した改修が実施されている。また、ギド・ヴァラダレス国立病院整備計画においては、建設病棟の地盤が粘土質で軟弱であったため、セメント系固化剤を用いた深層混合処理方法（ECM工法）による地盤改良工事を行っている。

現在、インドネシア及び東ティモールは、新規の円借款のSTEP案件の適用は不可となっている。しかしながら、今後とも、案件形成の段階から日本の高品質な各種技術を有効にいかせるよう、本邦優位技術を整理した上であらゆる方法やスキームを模索し、海外展開していけるようにすべきである。

2. 都市・地域開発計画への積極的な参画

パティンバン港の将来的な貨物集積や競争力強化のためには、背後に広がる当地域での各産業拠点等との連結性の強化が重要となる。現在、パティンバン港が位置するレバナ地域における開発計画についても、我が国が支援を行っており、パティンバン港の背後のアクセス道路、鉄道、物流ネットワーク、同港への集荷誘導政策が一体的に整備されることで、同港の利便性が更に向上し、現存のタンジュンプリオク港からの貨物移転など、

より一層利用が促進されることとなる。各種インフラ整備、政策誘導、既存港との調整等を始めとする港湾整備、産業開発、都市計画といった関連政策が上手く噛み合うよう、総合的な取組を進めるに当たっての日本の役割は大きく有用なものであり、同様の取組を他地域においても大いに展開していくべきである。なお、これらの取組においては、雇用の創出、地域の活性化といった当該地域の経済や社会全体に裨益する視点に基づき、方策を講じていくべきことを忘れてはならない。

また、MRT事業については、新線延伸や新駅開業に伴い、都市空間の利便性向上の取組が鍵となる。そのためには、鉄道駅やバスターミナル等の交通結節点を整備し充実させることが重要であり、交通事業者や施設管理者等の関係者間の壁を乗り越え、多様な関係者が協調した取組を行うことが必要である。あわせて、交通結節機能の整備・充実も含めたまちづくりも重要である。我が国は、鉄道事業者を中心に、高度経済成長期以降、大都市圏への人口集積に対応しながら、沿線に宅地開発やまちづくりを行ってきた。こうした過去の知見を有する我が国の鉄道事業者、さらには不動産・都市開発事業者といったディベロッパーが様々なスキームを駆使し一体となって、都市開発プロジェクトに積極的に参画していくことが望まれる。特に、MRTの開通が現地住民の生活の質の向上、移動の利便性、渋滞の緩和に大きく貢献していることに加え、鉄道車両や関係施設がメンテナンスの徹底により美しく維持され、これまでの公共交通の常識を覆す非常に高い評判を得ていることも糧とし、我が国企業が、戦略的にまちづくりの各種プロジェクトに円滑に関与できるよう引き続き取り組んでいくべきである。

また、我が国のこれまでの地盤沈下対策の知見や経験を活用したジャカルタ地盤沈下対策プロジェクトにも注目すべきである。同プロジェクトの一環として、ジャカルタの地盤沈下の状況を我が国の衛星画像解析の技術を用いて可視化し、その調査結果の成果がジャカルタ特別州の地域開発計画に反映されているとのことである。こうした、いわゆる公害対策を始めとする苦い経験を踏まえて我が国が培った様々なノウハウを、まちづくりを含めた地域開発計画にいかすことは、経済成長が著しい開発途上国において示唆に富む支援を行うことができるものと言え、今後も積極的に行うべきである。

3. 都市部から地方への展開の必要性

今般の両国における調査案件は、首都の中心部に位置するものが多かったが、都市部から離れた調査案件として、インドネシアでは西ジャワ州スバン県に位置するパティンバン港、東ティモールではリキサ県マウバラ郡バビキニア村のマウバラ中学校を訪問する機会を得た。

両地への移動途中においては、共通して都市部とそれ以外の地域における格差が垣間見られた。例えば、インドネシアの首都ジャカルタでは高層ビルやショッピングモールが立ち並び、道路・電気・通信などのインフラが整備されている。一方、地方においては、主要道路であっても、舗装状態の悪い道路が顕著に見受けられた。東ティモールにおいては、訪問した同中学校において、我が国の支援により教室は整備されていた一方、校内に家畜が常時侵入するほか、停電も頻発するという状態であった。

首都を始めとする都市部と地方の格差を解消し、全国レベルでの「均衡ある国土開発」を実現することは重要である。意見交換において、インドネシア側からは、ジャカルタ以外の開発案件も多いことを述べていたが、案件の形成に当たっては、都市部に偏ることなく地方部へも様々な案件が展開していくよう当該国に促していくとともに、事前事後のモニタリングも徹底していくべきである。

4. 情報通信分野における開発協力の重要性

情報通信技術の普及は、産業の高度化や生産性の向上に役立つとともに、医療、教育、エネルギー、環境、防災などの社会的課題の解決にも資するものである。

開発協力においても、情報通信分野への支援は重要である。例えば、山奥等の交通困難地域においては、教育や病院への人材供給が常に懸念事項であった。しかし、通信環境の整備により授業やオンライン診療が可能となり、課題解決の一つの選択肢が増えることとなる。さらに、このことは、当該地域への交通アクセスの確保にコストをかけていた従来の方や考え方から、インフラ整備全体の分野別のコスト配分の在り方にも変化をもたらすものと言える。

特に情報通信分野において、国と国、地域と地域を結ぶ海底ケーブルは重要な基幹インフラである。海底ケーブルは、衛星通信より様々なデータを大量に迅速かつ安全に転送でき、現代のインターネットや通信ネットワークにおいて非常に重要な役割を果たしている。

現在、東ティモールにおいては、オーストラリアとの間で海底ケーブルを敷設しているが、接続先の多様化が課題となっている。我が国においては、オーストラリアとの連携でミクロネシア連邦、ナウル、キリバスの3か国において、海底ケーブル事業に取り組んでいることから、これらの知見や経験をいかし、東ティモールにおける今後のプロジェクトに対して積極的に参画することが望まれる。

5. 質の高いインフラ整備という我が国の強みを官民一体で積極的に取り組む必要性

近年、開発協力、特にインフラ分野での支援において、OECDルールに基づかない中国のドナーとしての急速な台頭を受けて、日本の存在感は次第に低下しつつある。特に価格面での安さや実施の迅速性などの点において、競争力に太刀打ちできない事例も散見されるようになってきた。

日本の開発協力は、「インフラをつくって終わり」ではなく、開発途上国が将来的に「自立」して持続的な発展を遂げることを最終目標としている。この方針は、戦後の復興経験に基づいた「自助努力支援」の理念を根幹に据えており、単なる援助ではなく相手国の主体的な取組を尊重し、技術移転や人材育成を通じて、最終的には援助を必要としない「自立」した国づくりを後押しするものである。

こうした思想の下、我が国は、開発途上国の質の高い成長の実現のため、質の高いインフラ整備を推進してきた。質の高いインフラを整備すれば、当初は高価との印象はあるが維持管理の負担が軽減され、ライフサイクルコスト（LCC）で長期的に安価になるものである。しかしながら、開発途上国にとっては、このような考え方自体は理解するものの、制約のある財政状況では、初期投資が安価であるものに流れやすく、維持管理についても、まだ先の話として関心が向かないという面がある。

今回調査したパティンバン港開発事業、MRT事業、プルート排水機場緊急改修事業、ジャカルタ地盤沈下対策プロジェクト、バリ海岸保全事業、ギド・ヴァラダレス国立病院、東ティモール水道公社事業運営改善プロジェクトは、今後の維持管理を考慮した上で、手厚い日本の支援により施設の整備が行われるとともに、必要な技術や知識等の提供を受けている。これにより、大いにそれぞれの機能が発揮されていることに加え、現地側の専門知識を高め、将来の同様のプロジェクトについて自力で実施できる能力が涵養されていくものと言える。また、ギド・ヴァラダレス国立病院においては、各国のドナーより過去に高度な医療機器が供与されたものの、維持管理までの支援がなく、故障した際の対応ができないなどメンテナンスの困難さが見られた。このようなことから、計画・設計、施工・供与、その後の維持管理まで見据えたものをパッケージ化し、中長期にわたって高品質なサービスを提供していく重要性を再認識した次第である。

案件形成における迅速性は改善しつつも安易に価格競争の波に乗ることなく、政府においては、日本の人材育成、技術移転、環境配慮等を強みとする「質の高いインフラ整備」について理解を深めてもらうよう根気よく説明し、積極的にアピールやセールスをしていくと同時に、大型案件については額も大きくなるため、案件形成段階から事業化の実現に向けて、官民一体となってODAの活用を戦略的かつ集中的に行う必要がある。

6. 人材育成及び教育分野の支援の重要性

インドネシアにおいては、プラボウォ新政権は2045年までに高所得国・先進国を目指す目標を掲げ、人材育成・教育も優先課題の一つとして位置付けられている。東ティモールについても、2025年10月のASEAN加盟を契機に、開発目標達成や経済・社会発展の実現のため、国民一人ひとりに裨益する社会サービスの普及・拡充等のため、各種サービスを提供する人材の育成が急務となっている。

両国に対しては、これまでに我が国は、あらゆる分野において、開発途上国の技術者や行政官等に対する研修の実施、専門的な技術や知識を持つ人材の派遣などを実施してきた。

今回の調査で訪問した全ての要人から、日本の人材育成、教育分野における支援に関し、多大なる感謝と高い評価、今後の継続的支援の要請が述べられた。さらに、人材育成の取組の効果として、公共心・公德心、礼儀正しさ、遵法精神、規範意識、規律性、時間の遵守、整理整頓など日本の道徳や基本的な姿勢を習得したことについても非常に高い評価が相次いだ。こうした我が国の人材育成の取組は、知的国際貢献、相互理解と友好親善に基づく親日派や知日派の人的ネットワークの構築、ひいては国際社会での我が国のプレゼンス向上にも大いに貢献するものであることから、今後も取組を深化させていくべきである。また、人材育成における中間層の底上げという観点から、実務的・実践的である現場力の向上に資する取組、若者に対するアプローチについても一層強化すべきである。

あわせて、人材育成に当たって、教育の重要性についても指摘したい。今回の調査で、東ティモールではリキサ県のマウバラ中学校を訪問した。同中学校は、日本の支援により校舎が整備されているものの、学習環境は必ずしも十分とは言えないものであった。そのような中でも、生徒たちからは日本の支援への感謝とともに、将来の夢として日本留学を希望するという声があった。

教育は、全ての人々が等しく享受すべき基本的な権利であり、社会の一員である一人ひとりが人間としてふさわしい生き方をし、自らの手で未来を選び取るために必要な技能の習得を通じて、一人ひとりが才能と能力を開花させ、運命を切り開いていくことを可能にするものである。国づくりのための人づくりという点で、持続可能な開発の実現においても大切な役割を果たすと言える。必要な知恵と能力を身につけるという「人間開発」の観点から重要であるのみならず、他者や異文化に対する理解と信頼を育み、国際協力及び平和を支える礎であるということを深く刻み込みたい。

7. ブレンデッド・ファイナンスの官民一体となった取組

近年の国際情勢の厳しく複雑な状況は、地球規模課題の解決に向けた国

際社会の協力を一層困難なものとしている。このような情勢の下、様々な分野で国際社会から期待される日本の役割と責任を果たす観点から、日本外交を展開するための重要なツールであるODAについては、戦略的に活用し、開発協力大綱の重点政策に基づき、相手国のニーズも踏まえ、きめ細かな協力を進めていくことが重要である。

しかしながら、我が国は、昨今の円安・物価高の影響なども相まって、財政上の制約に加え、国民の開発協力に関する見方が厳しくなっていることなどから、一層の効率的・効果的なODAの実施が求められている。

こうした中、2025年4月に改正JICA法が施行され、新たな金融手法に関し、ブレンデッド・ファイナンスの活用として、リスクテイク機能の拡充が盛り込まれた。これは、JICAが行う海外投融資の方法として、従来の「融資」、「出資」に加え、新たに「債券取得」と「信用保証」を追加するものである。途上国への投資や融資のリスクをODAの活用で低減し、民間資金を呼び込みやすい環境をつくるという意義は大きい。今後、新しいスキームが、相手国との様々な事業に対し親和的なものとなるとともに、大いに新しいスキームが活用されるよう、官民一体で取り組んでいくべきである。

今回の調査での要人との意見交換においては、開発課題の解決と持続的成長のためには、従来のODAを含めた公的資金だけではなく、投資を含めた民間資金も動員することが重要であるとの意見が相次いだ。特に、インドネシア国家開発企画省のプトゥット次官との意見交換の際に、ブレンデッド・ファイナンスの活用に関する両国の協力についての言及があったこと等も踏まえ、インドネシアのブレンデッド・ファイナンスの動向は注視していくべきである。かつて日本は、四輪・二輪分野を中心に同国への最大投資国であったが、近年は、その地位を他国に譲っている状況である。現在、同国が推進する国内資源の高付加価値化を目指す「下流化」政策を背景に、関連産業への投資に向けた動きがある中、新たなスキームの活用も含めて、積極的に関与していくことを、政府としても後押ししていくべきである。

また、東ティモールにおいては、国内の経済・社会構造が脆弱である中において、日本企業の大規模案件が進行している。このように雇用創出や人材育成等を通じて同国の課題解決に奮闘している企業に対し、新しいスキームの活用を含めた所要の取組について、政府としても後押ししていくべきである。

8. 円滑な投資環境の障壁となる課題の解決及び法制度整備支援の在り方

今回の調査での要人との意見交換においては、各国において投資を呼び込むことの重要性についての意見も相次いだ。投資を呼び込むためには、

安定した政治状況とともに、円滑な活動を可能とする安定的な法制度の整備や行政手続の透明性の確保を前提とした、安定的かつ予測可能性の高い魅力的な投資環境が構築されていることが不可欠である。東ティモールでのライ国民会議議長との意見交換では、投資環境の円滑化についての法整備の重要性等を指摘したところである。今後とも、外国為替、現地での雇用、所有権、借地権、登記を含めた土地関連法を始めとする法制度等に関しては、当該国の文化や歴史、社会等も尊重し、言語の壁にも留意しつつも、円滑な投資環境の障壁となる部分については、不断の課題解決を促していくことが重要である。

これまでに我が国は両国に対し、法案起草能力の向上を始めとする各種法制度整備支援を実施している。今後の法制度整備支援に当たっては、行政手続の透明化を含む法履行・運用能力強化、法規範文書間の整合性、さらにそれを保持するための政府内部での調整機能の強化等、よりきめ細かな部分での支援も充実していくべきである。

9. ASEANとの連携強化の重要性

ASEANは、人口約7億人（世界の8.5%）、GDPは約4.1兆ドル（世界の3.6%）であり、日本企業の生産ネットワーク等の拠点多く存在している。日本とASEANの関係は、1973年11月の日・ASEAN合成ゴムフォーラムの設置を起点としており、それ以降、我が国とASEANは、互いに主要な貿易・投資パートナーとして、密接な関係を築いている。さらに、我が国のシーレーン上に位置し、地政学上、地域安全保障上も重要な地域であり、ASEANの平和と繁栄は、我が国を含む東アジア地域全体の平和に直結するものである。これらを維持発展させる観点から、我が国はODAによる支援等を通じ、ASEANの統合努力を支援してきている。

シンASEAN事務局次長からは、我が国のこれまでの各種支援への感謝とともに、ASEANを「製造拠点」ではなく、「市場」として見る必要性、大きな力に対するASEANの結束の重要性、中国が影響力を強める中でのバランスパワーとしての日本への多大なる期待が述べられた。

こうしたことから、今後も、我が国は、ASEANを世界の成長センター、巨大な市場として位置付けていくとともに、政治・社会・文化などの広い範囲で心と心の触れ合う相互信頼関係を深化させ、インフラ整備、法の支配、海上の安全、防災、保健・医療、教育、平和構築などの様々な分野において、FOIPとAOIPの相乗効果により更なる協力をハードとソフトの両面で推進していくべきである。特にエネルギー・脱炭素、デジタルといった分野への挑戦については、政府は積極的に協力を推進していくべきである。我が国は、こうした取組を通じてASEANからの期待

に応えていき、人権、自由、民主主義、法の支配の重要性といった共通の価値観の下、ASEAN地域全体の持続可能な発展、連結性強化、平和と安定の維持に一層貢献していくべきである。

10. 終わりに

以上、令和7年度ODA調査派遣第1班が行った調査を踏まえ、派遣議員団としての所見を取りまとめた。

今回訪問した両国とも開発協力において、中国が影響力を強めている面が垣間見られた。他方、今回の意見交換を行った全ての要人から、我が国のこれまでの支援に対する多大なる感謝と積極的な評価、今後の継続的な支援要請が寄せられた。これらは、我が国が、開発協力において、自国の利益のみを目的とするものでなく、現地経済・社会や地元の人々の生活・福利を損なうことがないようにするという長年自らを律してきたことにより得られた賜物である。こうした先人たちが築いてきた「信頼」を遺産（レガシー）として、次世代に受け継ぎ、更に深化させ、相手国と共に新たな社会的価値を創造し、双方向に発展していくことが重要である。

参議院としても、このような開発協力が実現していくためにも、派遣議員団が実際に現地に出向き、自らの目で現場の実態や声を把握していくことは有意義である。本調査において得られた成果を、今後の我が国のODA政策の在り方を始めとする国政の議論に反映していきたい。

今回の調査に当たっては、インドネシア、東ティモールにおける視察先の関係者、外務省及び在外公館、JICAの方々にも多大な御協力を頂いた。特に、在外公館については、我が国の「顔」であり、外交活動における重要な社交場であること、我が国の経済・文化の発信拠点であること、さらに在留邦人保護の「最後の砦」であることを改めて認識した次第である。今後とも、在外公館が数的・質的に拡充され、機能が最大限発揮されるよう協力していく所存である。

また、JICA海外協力隊員、JICA専門家、日本企業関係者、現地に根差して活動している在留邦人、日本留学経験者等の方々から、両国の課題や活動の実態等について率直な現場の声を伺う機会を得て、理解を深めることができた。

改めて、今回の調査に当たり御協力を頂いた皆様方に対し、心より感謝を申し上げますとともに、今後の一層の活躍を祈念するものである。